

こ
子どものための
けんり
権利ノート

しせつ あんしん せいかつ
施設で安心して生活するために

じどうようごしせつばん
【児童養護施設版】



いばらきけん
茨城県

はじめに

このノートはあなたが施設で安心して暮らしていただけるように、あなたを守るための権利（あなたができること、ほかの人があなたにしてはいけないこと）について書かれています。児童相談所の職員や施設の職員と一緒に読んでみてくださいね。



あなたは大切な存在です

あなたはこの世に一人しかいない、とても大切な存在です。

あなたがやりたいことができる、将来なりたいものになれる、大きな夢や希望に向かって成長できるように、施設の職員をはじめまわりの大人が全力で応援していきます。



もくじ

- 1 あなたのもっている^{けんり}権利は
 - (1) 生きる^{けんり}権利 1
 - (2) 育つ^{けんり}権利 2
 - (3) 参加する^{けんり}権利 2
 - (4) 守られる^{けんり}権利 3

- 2 施設^{しせつ}とは??
 - (1) 施設^{しせつ}はどんなところ 4
 - (2) 施設^{しせつ}での生活^{せいかつ}はどういったもの 5

- 3 施設^{しせつ}での生活^{せいかつ}について
 - (1) 持^もっていけるものは 6
 - (2) 食^{しょくじ}事は^じどうするの 7
 - (3) お小遣^{こづか}いや洋服^{ようふく}は 8
 - (4) 誰^{だれ}に相談^{そうだん}すればいいの 9
 - (5) 家族^{かぞく}と会^あうことはできるの 10
 - (6) 宗^{しゅうきょう}教^{かんが}や考^{かた}え方^{しん}を信^{しん}じてもいいの 11
 - (7) 趣^{しゅみ}味^みをもつことはできるの 12
 - (8) 進^{しんがく}学^{かん}に関する^{こと} 13

- 4 施設^{しせつ}を^で出たら??
 - (1) 施設^{しせつ}を^で出るときは、^{とき}どんな時 14

- 5 守^{まも}らなければならない^{こと}は
 - (1) みんなが幸^{しあわ}せに過^すごすために 15

- 6 もしも困^{こま}った^{こと}があったら 16

1 あなたの持っている権利

あなたには生まれた時から持っている「権利」があります。

それはだれもうばうことができないし、守られないといけないもので

す。大きく分けて4つ、「生きる権利」「育つ権利」「参加する権利」

「守られる権利」があります。それぞれがどういう権利なのか、わかり

やすく説明しますね。



(1) 生きる権利

あなたの命を守るための権利です。

お腹が空いたらご飯を食べることができます。朝ごはん、昼ごはん、夜ごはん、おやつなどです。

お風呂に毎日入れます。夜も安心して眠れます。季節や気温にあった服

を着られます。かぜをひいたり、けがをしたら手当てをしてもらえま

す。必要なときには病院につれていってもらえます。

あなたが健康で豊かに暮らしていける大切な権利です。

(2) 育てる権利

もって生まれた能力を十分にのばして成長できるように、あなたが勉強したいことや、知りたいことを学べます。将来の夢を自分で決めたり、好きな友達と遊んだり、自分らしく成長する権利です。



(3) 参加する権利

あなたの思ったこと、考えたことを自由に話すことができます。あなたに関することを決めるときにあなたの意見を聞かないで決めることはありません。どんな時でもあなたの意見は尊重されます。



(4) 守られる権利

あなたにはプライバシーがあります。自分の見られたくないものを見られ
たくない、知られたくないものを知られたくないと言える権利です。

お風呂に一人で入りたいと言えば守られます。

部屋や机の中、自分に届いた手紙などを勝手に見られたくないと言えば
守られます。



すべての暴力から守られます。

たたかれたり、けられたり、つねられたりして痛い思いをさせられませ

ん。誰かがたたかれたり、ひどいことをされたりするのを見させられませ

ん。触られたくないところを触られたり、見られたくないところを見ら
れたりしません。



2 施設とは??

(1) 施設はどんなところ

施設というのは、いろいろな理由で家族と離れて暮らすことになった0歳から原則18歳までの子どもたちが一緒に生活するおうちのことです。

施設の職員はあなたのことを深い愛情と正しい知識で育ててくれます。

あなたのやってほしいこと、やってほしくないこと、困っていること、

悩んでいることを聞いてくれます。



あなたが生活する施設には、施設長を始めたくさんの職員がいます。

職員は、健康で楽しく生活できるように、また、あなたが大人になって困

らないように（自立）身の回りの世話をしてくれたり、家族や学校のこと

など、いろいろな連絡や相談にのってくれます。

(2) 施設での生活はどういったもの

施設には、いろいろな子どもたちがいます。譲り合い、協力し合いながら生活をしていきましょう。

施設から学校に通学したり、友達と遊んだりできます。

友達と生活するから、他の人に迷惑をかけないようにして、自分のことは自分でできるようにしていきましょう。

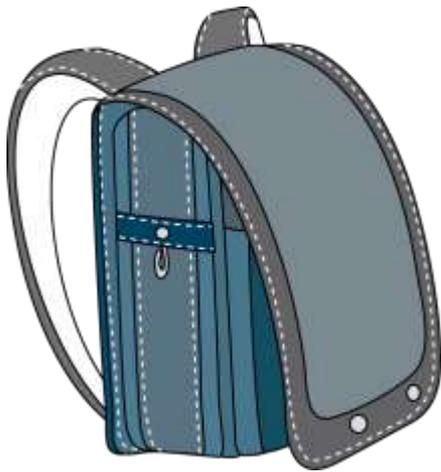
あなたがやりたいこと、してほしいこと、嫌なことがあれば、施設の職員に相談してください。



3 施設での生活について

(1) 持って行けるものは

今まで大切にしていた本・写真・洋服・学用品などは持って行くことができます。

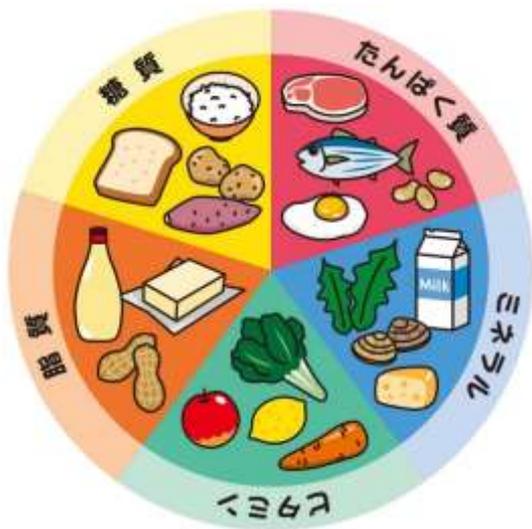
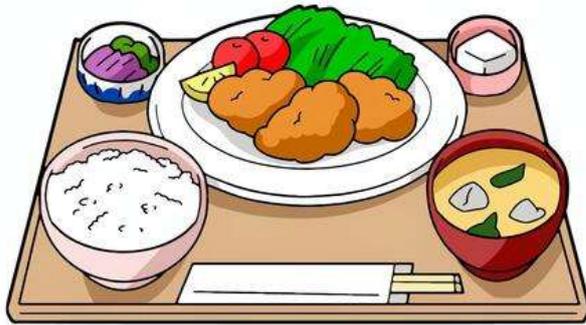


でも、大きなものや値段の高いものは、置く場所がなかったり、壊れたり、なくなったりすると困るので、持って行けるかどうかは児童相談所の職員や施設の職員に聞いてみてください。

(2) 食事はどうするの

施設には、調理を担当する職員がいて、献立を考え食事を作ってくれます。

みんなの健康と成長に必要な栄養がとれるように料理をしてくれます。



献立表

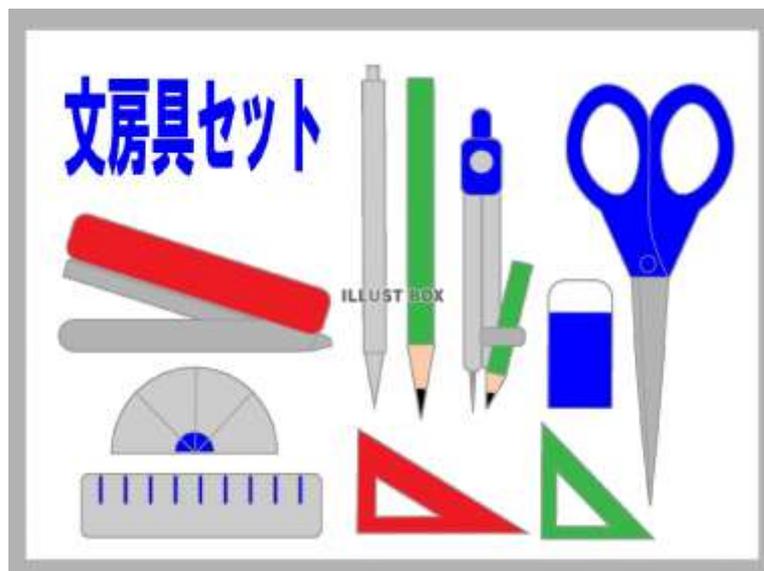
	01月 01日	01月 02日	01月 03日	01月 04日	01月 05日	01月 06日
朝食	パン・味噌汁	パン・味噌汁	パン・味噌汁	パン・味噌汁	パン・味噌汁	パン・味噌汁
昼食	カレーライス	カレーライス	カレーライス	カレーライス	カレーライス	カレーライス
夕食	和食	和食	和食	和食	和食	和食
おやつ	お菓子	お菓子	お菓子	お菓子	お菓子	お菓子

(3) お小遣いや洋服は

お小遣いは、年齢によって違いはありますが、もらえます。でも、お金は

大切なものだから無駄遣いしないようにしましょう。

また、生活に必要な洋服や学校で使うものなどは、施設で用意してくれます。



(4) 誰に相談すればいいの

あなたが、家族や施設、そして学校のことで、困っていることがあったり

知りたいことがあったりしたら、施設の職員に相談してみてください。

また、学校の先生や児童相談所の職員にも相談できます。



児童相談所の担当職員と連絡先は、16ページに記載されています。

(5) 家族と会うことはできるの

あなたは、家族と会うことや手紙や電話で連絡することもできます。時には

は、家に帰ることもできるので施設の職員に相談してみてください。

でも、あなたが会いたくなければ、会わないこともできます。

あなたの思っていることを児童相談所の職員や施設の職員に伝えましょう。



(6) 宗教や考え方を信じてもいいの

あなたは、他の人の迷惑にならない限りどのような宗教や考え方を信じて大丈夫です。

でも、他の人もいろいろな宗教や考え方を持っているので、あなたもそれを認めてあげましょう。自分の信じている考え方を押しつけることはやめましょう。



(7) 趣味をもつことはできるの

あなたは、趣味をもって楽しむことができます。だけど、趣味を楽しむこととでたくさんのお金がかかる場合もあるから、施設の職員に相談してみましょう。



(8) 進学に関すること

あなたが希望し、入学試験などに合格すれば、義務教育課程終了後も

さまざまな学校※に通うことができます。

また、あなたが、中学校や高等学校を卒業してから、さらに進学するか、

就職するかを自分で決めることができます。

家族や施設の職員とよく相談しましょう。

※国公立高等学校、私立高等学校など



4 施設を出たら??

(1) 施設を出るときは、どんな時

あなたが、家に帰れるようになったり、就職して自分の力で生活できるようになったりすると、施設を出ることになります。

あなたが、どのような仕事をしたいかを自分で決定することができますが、とても大切なことなので、家族や施設の職員、そして学校の先生とも、よく相談して決めていきましょう。

また、あなたが、家に帰りたくないときは、その気持ちを児童相談所の職員や施設の職員に話してしてください。あなたの気持ちを一番に共に考えてくれます。

さらに、茨城県内の里親さんの自宅で生活する場合があります。その時は、あなたと里親さんとの間で調整をしながら慎重に進めていきます。



5 まも 守らなければならないことは

(1) みんなが^{しあわ}幸^すせに過ごすために

施設では、いろいろな子どもたちが^{せいかつ}生活しています。みんなで^{なかよ}仲良^く暮らすために、ルールや^{やくそく}約束があります。もちろん、^{かてい}家庭にも、ルールや^{やくそく}約束はあります。どんな^{やくそく}きまりや約束があるかは、施設の^{しせつ}職^{しよくいん}員に聞いてください。

みんなが^{あんしん}安^{しん}心し、^{しあわ}幸^{せいかつ}せに生活していくためには、^{じぶん}自分のことだけではなく、ほかの^{なかま}仲間のことも^{たいせつ}大切にしなければなりません。

^{じぶん}自分の^{きぼう}希望や、^い言いたいことだけ^い言うのではなく、^{たが}お互いに、^{ゆず}譲^あり合い、

^{きょうりやく}協^あ力し合うことは、とても^{たいせつ}大切なことです



6 もしも困ったことがあったら・・・

あなたが施設で暮らしている中で、施設の職員に話しても解決できないことがあったら、ほかの人に電話や手紙、メールで相談ができます。

ちゅうおうじどうそうだんじょ 中央児童相談所 〒310-0005 水戸市水府町 864-16
☎029-221-4150 ✉ chujiso@pref.ibaraki.lg.jp

ひたちじどうそうだんじょ 日立児童相談所 〒317-0072 日立市弁天町 3-4-7
☎0294-22-0294 ✉ hijiso@pref.ibaraki.lg.jp

ほこたじどうそうだんじょ 鉾田児童相談所 〒311-1517 鉾田市鉾田 1367-3
☎0291-33-4119 ✉ hokojiso@pref.ibaraki.lg.jp

つちうらじどうそうだんじょ 土浦児童相談所 〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5
☎029-821-4595 ✉ tsuchijiso@pref.ibaraki.lg.jp

ちくせいじどうそうだんじょ 筑西児童相談所 〒308-0841 筑西市二木成 615 (筑西合同庁舎分庁舎)
☎0296-24-1614 ✉ chikujiso@pref.ibaraki.lg.jp

【受付時間】

げつよう きんよう とうよう にちよう しゅくじつ やす
月曜～金曜 (土曜・日曜・祝日はお休み)

8時30分～17時15分まで

(それ以外の時間は、子ども虐待の相談電話につながります)

ふくしふ こ せいさくきょくせいしょうねんかていか
福祉部子ども政策局青少年家庭課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

☎029-301-3247 ✉ seika@pref.ibaraki.lg.jp

たんとうじどうふくしし
担当児童福祉司

れんらくさき
連絡先

たんとうじどうふくしし
担当児童福祉司

れんらくさき
連絡先

たんとうじどうふくしし
担当児童福祉司

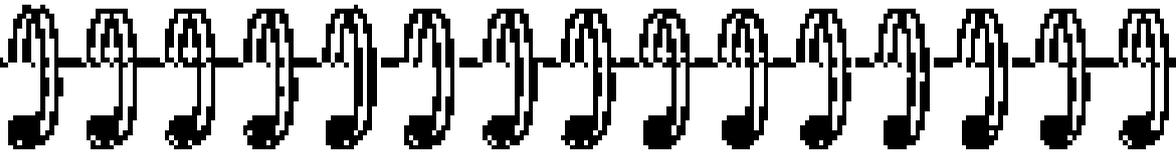
れんらくさき
連絡先

さとおやし えんせんもんそうだんいん
里親支援専門相談員

れんらくさき
連絡先

名前 _____

【令和4年3月作成】



Memo



Memo